

重要

令和6年7月18日

高校生保護者 各位

学校法人 興南学園
理事長 我喜屋 優
(公印省略)

高等学校等就学支援金（継続申請、受給資格認定申請）について

「高等学校等就学支援金」は、ご家庭の授業料負担軽減を図るための返済不要の国の支援制度です。収入状況届出では、最新の課税状況を確認し、7月～翌年6月までの1年間の受給資格について審査をいたします。また、現在受給していない方で新たに申請を希望する方も、下記内容をご確認の上、オンラインにて申請を提出してください。期限までに登録を完了しない場合、減額または補助が受けられない場合がありますのでご注意ください。

記

1. 判定基準と支給額

【算定基準式】 市区町村民税の課税標準額×6%－市区町村民税の調整控除額(100円未満は切捨て)

保護者の世帯年収目安	算定基準額の合計額 (保護者(親権者)全員分)	支給額 (月額)	支給額 (年額)
0円～約590万円	154,500円未満	27,500円	330,000円
約590万円～約910万円	154,500円以上 304,200円未満	9,900円	118,800円
約910万円以上	304,200円以上	0円(所得制限・対象外)	

2. 支給方法

認定された場合、学校が代理受領し、校納金と相殺処理いたします。詳細は、認定通知にてお知らせいたします。

3. 手続方法

入学時に配布したログインID通知書に記載のID・パスワードを利用し、e-shien オンライン申請システムへログインしてください。

e-shien



(1) 継続申請の生徒(現在、受給している生徒)

システムへログイン後、「**継続意向登録**」及び「**収入状況届出**」を行ってください。

(2) 新たに認定申請をする生徒(前回、所得制限で不認定となった者含む)

システムへログイン後、「**意向登録**」及び「**受給資格認定申請**」を行ってください。

4. 申請期間 **令和6年7月18日(木)～7月31日(水)**

5. その他

e-shien の操作マニュアル等は、学園ホームページにてご確認ください。

以上

【問い合わせ先】 学園事務局 就学支援金担当：仲田

電話：098-884-3293